

兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更について

1 県基本方針の位置付け

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、県内における確保すべき農用地区域内農地面積（農用地区域内農地から荒廃農地を除いた面積）の目標や農業振興に関する基本的な事項等を示した県の方針

2 県基本方針変更の経緯

- 令和7年6月に国が策定する「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更（変更は5年ごと）
- 国基本指針の変更に伴い、遅滞なく県基本方針の変更が必要（農振法第5条）

国基本指針の主な変更点

- 食料・農業・農村基本法の改正等を受け、農用地等の確保の必要性として、**食料安全保障**の観点を追加
- 国の農用地区域内農地面積の目標を設定（R5：396.7万ha⇒R17：390万ha）
- 県の農用地区域内農地面積の目標の設定基準を設定（R2～R5のすう勢を基に算出）

3 県基本方針の主な変更内容

- 国基本指針に基づき算出したこれまでのすう勢に、各種計画に基づく開発予定など本県の独自事由（国同意が必要）を加味し、令和17年（目標年）の**本県の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を設定**
- 社会情勢等を踏まえ、現在見直し中の「ひょうご農林水産ビジョン2035」と連動し、**県民への食料安定供給の確保等の観点から農業生産振興施策、農村振興施策の内容を更新**

項目	R5(基準年)	R6(現状値)	R17(目標)
確保すべき農用地区域内農地面積 (ha)	61,256	61,244	59,925

4 スケジュール

時期	内容
2月19日	パブリックコメント開始（～3月11日）
4月上旬～中旬	策定・公表

<農業振興地域>

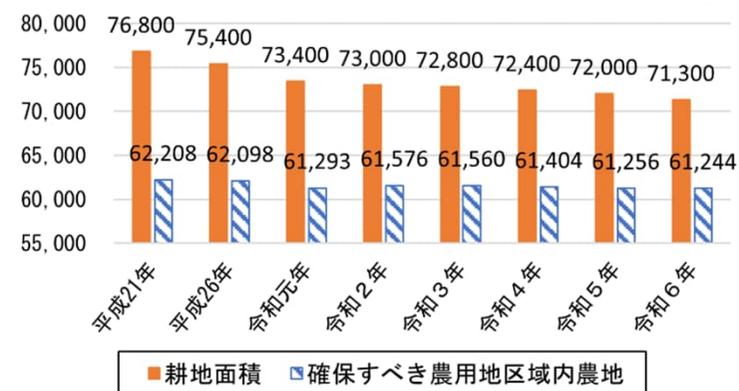
総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を**知事が指定**

<農用地区域>

農業振興地域内で、将来にわたり農用地等として保全すべき区域として**市町長が設定**。当区域内では、開発が規制され、農業振興を重点的に実施

県内の確保すべき農用地区域内農地面積の推移

耕地面積と比較すると、確保すべき農用地区域内農地面積の減少は緩やかで近年は横ばいで推移



出典：農林水産省

「作物統計調査」、「確保すべき農用地等の面積目標の達成状況等に関する調査」